

社会的排除の諸相

——ある母子心中事件を通して見る現代の貧困——

大 野 拓 哉

目 次

- I はじめに
- II 考察
 - 1 本件で、A子は元夫Cの債務まで負わなければならなかったのか？
 - 2 本件の母子は住居を明け渡さざるを得なかったのか？
 - 3 本件における生活保護行政の対応に問題はなかったか？
 - 4 本件の母子にとってアイドル関連の支出などはどのような意味をもったか？
- III おわりに

I はじめに

家賃滞納を理由として県営住宅の明け渡しを迫られ、その強制執行当日に13歳の実の娘を殺害した母親が殺人罪等に問われた事件の第一審判決が、2015年6月12日、千葉地方裁判所で言い渡された¹⁾。

地裁の判決や文献等²⁾を基に本件の事実関係を再構成すると、概ね、次の通りとなろう。——被告人A子は、2006年頃、元夫C及び同人との間の実子B子とともにX県Y市に移り住み、2007年12月に県営住宅に入居した。2010年頃、Cとの生活が解消されて以降は、B子と2人での生活になり、パート収入や各種手当、毎月3万円余りのCからの送金などで生計を立てていたが、2011年11月頃から家賃を滞納し始め、2013年3月31日にX県により入居許可を取り消される一方で、同時期、B子の中学校入学の準備に必要な金に困り、同年2月頃以降、いわゆるヤミ金業者から借入れをするようになり、毎月4万円以上返済し続けざるを得なくなった。

2014年8月27日、県営住宅の自宅を同年9月23日までに明け渡さなければ翌24日に強制執行する旨の公示書を見たA子は、もうどうしようもなく、自分が死ぬしかないと考え、強制執行当日にB子を学校に送り出した後、自殺しようと計画したが、

24日当日、B子がA子の体調を心配して学校を休んで自宅にいるつもりだと知るに及び、B子を殺害して自分も後追いすることに計画を変更し、午前9時頃、自宅において、殺意をもって、寝ていたB子の頸部に布製のはちまきを巻いて締め上げて窒息死させた。——

裁判所はA子に懲役7年の刑を言い渡したが、その際、特に、B子殺害を重視し、およそ次のように述べた。すなわち、B子は、当時13歳の中学2年生で、充実した学校生活を送っていたが、突然、何も知らされず、しかも、仲の良い実母によって殺害されて生涯を絶たれたのは不憫というほかない。もとより、B子に責められるべき点は全くなく、殺害方法に殊更悪質さや残忍さは認められないが、将来ある少女の命を無残に奪った犯行の結果が重大であることに変わりはない、と。

他方で、判決は、B子殺害を決意した直接的な動機については必ずしも明らかでないとしつつも、犯行までの両者の関係性などからして、動機における悪質さは何ら見出せない、という。また、A子は、身近に頼りにできる者もおらず、長年にわたる生活困窮の中で、強制執行によって住む場所を失うことが現実になると知り、自分が死ぬしかないという心境にまで精神的に追い込まれた状況で、突発的に犯行に至った、とみる。そうした状況を招いた原因すべてがA子自身にあったとは

いえず、A子を強く非難できない事情も認められ、B子の殺害に至ったA子に対する非難の程度は一定の限度にとどまる、といい、本件は、被害者が子である他の殺人事案の中では、やや重い部類に位置付けられるべきだとして、懲役7年を言い渡したものである。

ところで、本件については、既に、県営住宅の明け渡しに着目した「居住貧困」の観点での論評³⁾や、当該母子が生活保護を受けていなかった（受けられなかった？）点に着目した論評⁴⁾などが見受けられる。しかし、これらは、概して、主たる関心を寄せる単一の問題についてはいずれかといえば強い反面、問題相互の関係や経緯等、いわば幅や奥行きが問われる場面においては、必ずしも強みを発揮しきれていないようにもみえる。

では、本件には、どのような切り口があったのだろうか。すると、例えば、A子は県営住宅を明け渡さざるを得ない状況に陥ってはいたが、その原因に遡って、なぜそうならざるを得なかったのかはさらに問われ得たであろうし、A子に生活保護を申請させなかったと専らY市の対応が批判されるが、仮に申請したならば、A子の申請が認められたか否かも問われて然るべきだっただろう。

以下では、上記の問題関心を含む4つの論点に整理し、それぞれを検討することを通して、A子によるB子殺害に至る一連の過程において、いわゆる社会的排除が様々な様相を呈してA子母子に迫ってきたことを明らかにしていきたい。ちなみに、かくいう論点の第一は、そもそも、A子は元夫Cの債務まで負わねばならなかったのか、である。そして、第二は、母子は住居を明け渡さざるを得なかったのか、第三は、本件での生活保護行政の対応に問題はなかったか、である。さらに、第四は、本件母子はアイドル関連の支出をしたり高額な教材等を購入したが、それらは母子にとってどのような意味をもったか、である。

II 考察

1 本件で、A子は元夫Cの債務まで負わなければならなかったのか？

そもそも、A子が元夫Cの債務まで負わないでよければ、Cの債務返済のためにA子自身まで借

金をする必要はなかったばかりか、その後、さらに借金を重ねる必要もなかったであろう。また、そうであれば、母子の生活再建のスタートラインの位置が大きく変わっただろうとも考えられる。

まず、Cには、2000年の婚姻当時から、少なくとも690万円程度の借金があり、A子は、自分名義の実家を担保にして借金をし、Cに代わってCの借金を返済したが、Cは、A子への返済を約束するも、2002年の離婚後も完済しなかったばかりか、2008～2009年頃以降、A子母子の許を訪れなくなった、という。なお、2011年、A子の県営住宅家賃の滞納に際して、連帯保証人たるCに督促状が送られたが、宛先不明で返送された、ともいう。

かくして、Cの借金返済のために肩代わりした借金がA子には残ったが、そもそも、A子は、Cの借金に関して責任を負わねばならなかったのだろうか。かかるところ、民法761条は、「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う」と、いわゆる日常家事債務の連帯責任を定める。

この点に関しては、「日常家事債務とは、日常の家事に関して生じた債務であり、夫の借金すべてに妻が自動的に連帯責任を負うわけではない。ましてや、連帯保証人でもなく、かつ、婚姻前の債務である本事件の場合には、いうまでもなく連帯責任を負うものではない」⁵⁾とは評される。しかし、それは必ずしも的確な指摘ではなからう。というのは、「日常の家事に関して生じた債務」というだけでは対象が不分明であるし、それが「婚姻前の債務である」か否かはさしあたり関係ないとも考えられるからである。

そこで、連帯責任を負うべき「日常家事債務」とは何であり、どこまでがそれに該当するかと問えば、それは、「夫婦および未成熟子が日常の家庭生活を営む上で必要な経費の支払」を意味し、「衣食住の費用、家電製品や家具等の日用品、生活に必要な車、医療費、交際費、娯楽費、教育費、光熱費等」が該当する。なお、「日常家事」に含まれるか否かは、第一に、「夫婦の社会的地位、職業、資産、収入等によって異なり、各夫婦によって具体的に考慮されなければなら」ず、第二には、

「法律行為の種類、性質を客観的に考慮する」などと解される⁶⁾。

確かに、本件のように、借金としての金銭消費貸借契約が日常家事債務に当たるか否かについては見解が分かれ、明確な基準はないといわれるが、裁判例では、金額の多少で判断する傾向はあるものの、概ね、金額自体は比較的低いといわれる。例えば、給料日までのつなぎに消費者金融から借りた11万余円が日常家事債務の範囲外とされた裁判例⁷⁾がある一方で、夫婦の月収を超える借財は日常家事債務に含まれないと一般には解される⁸⁾ところ、借財の使用目的を考慮して、妻の借金150万円のうち、子の医療費、台所修繕費等37万円を日常家事債務と認めた裁判例⁸⁾もある。ともあれ、総じて、「借財が日常家事の範囲内と判断された事例は多くはない」⁹⁾といわれる。

本件の場合、民法761条の解釈からして、そもそも、690万円というCの借金は「日常家事債務」とは到底いえず、従って、その借金についてA子も連帯責任を負う必要は無かったのである。そうだとしたら、A子はそのことを知っていたか、あるいは、知り得ただろうか。

この点に関しては、「裁判では明確にされていないため、推論の域を出ない」と断りつつ、「一般論から考えれば、消費者金融業者から連帯責任を強調された、元夫からの要請を拒絶できない状況だった、乳幼児を抱えて結婚生活を維持したかった、などがあげられよう」などと指摘される。もとより、そこから直ちに、「そのような行動や対処の基底にある日本社会のジェンダー構造」を想起したり、「夫婦同姓は、『夫婦は一心同体』という観念と結びつきやすく、過度な『夫婦の連帯責任』を人々に内面化させる社会的装置となる」¹⁰⁾と考えるかどうかはさておき、叙上は「一般論」としては十分想像に難くないところではあろう。

また、CがC自身の借金をどのように返済するか、返済できないとしたら、どのような方途があり得たかについては、さしあたり、「誰かが債務整理の相談を薦め、元夫自身が破産宣告手続きを進めたならば、女性自身が全国各地を転々としながら、催促の恐怖におびえる日々を送らずにすんだはずであり、「破産宣告の結果、たとえ離婚に及んだとしても、経済面でも精神面でもより負

荷の少ない状態で母子家庭生活をスタートさせることができたろう」¹¹⁾と指摘される。判決もいのように、「被告人は、身近に頼りにできる者もおらず」という状態にあったとは考えられ、それは、まさに、「債務整理の相談を薦め」る「誰か」がいなかったことの結果だったかもしれない、さらに、そのこと自体も、後述する「社会的排除」の結果であったのかもしれない。本件は、単に、住居の明け渡しをめぐる単発の事件ではなく、延々と連なる負の連鎖の中の一断面として捉えられるべき事件だったのかもしれない。

2 本件の母子は住居を明け渡さざるを得なかったのか？

本件母子が居住していたのはX県の県営住宅だが、その根拠法である公営住宅法32条1項3号は、事業主体が入居者に対して公営住宅の明け渡しを請求できる事由として、「入居者が家賃を三月以上滞納したとき」を挙げるとともに、「公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該公営住宅を明け渡ししなければならない」(同条2項)とも定める。こうしてみると、本件は、形としては、「家賃を三月以上滞納した」入居者が明け渡しを請求された事案だということになる。

しかし、単純に、そのようには割り切れない。というのは、「住宅の建築物としての側面だけではなく、そこで暮らす人間の居住という側面に光を当て、また人間の福祉を居住という観点から考え、そしてさらに居住の保障を公共政策の観点からも取り上げていこうとする学問」¹²⁾である居住福祉学の観点から、「居住との関わりで、多くの人々の幸福がどうなってくるかということも居住福祉学の課題である」¹³⁾とは主張され、また、以下のように、母子世帯の生活の厳しさを背景にして考えなければならないからである。

特に、母子世帯の数は離婚率の上昇とともに増加している現状だが、とりわけ問題なのは、その経済力の低さだといわれる。すなわち、わが国の母子世帯の就業率は8割を超えるものの、社会保障給付や元夫からの養育費等を含めた母子世帯の平均所得は270万円(全世帯545万円、子どものいる世帯708万円)、平均稼働所得は214万円(全世帯404万円、子どものいる世帯647万円)にとど

まる（2016年・国民生活基礎調査¹⁴⁾）。また、女性の意識の変化やライフスタイルの多様化とともに、子を抱えた離婚も社会的に容認されつつある一方で、そうした選択と引き換えに貧困というリスクだけでなく、生活の基盤としての住まいを失うリスクも女性が引き受けざるを得ない現実が指摘される。ちなみに、母子世帯は父子世帯に比して持ち家率が低く、離婚の際の転居率は父子世帯27.7%に対して母子世帯66.6%と大きな差がある¹⁵⁾。そもそも、住まいは、単に雨露を凌ぐ機能以外に、生活の基盤や社会との接点としての機能も併せ持ち、例えば、地域コミュニティも住まいを軸に作り上げられるし、また、居所を失えば、母親の求職活動や子の学区選びに少なからず影響が及びかねないであろう。

そのうえ、本件に関しては、「住み続ける権利」も提起される¹⁶⁾。その場合、「居住の権利」に加えて、保障されていれば母娘がY市に住み続けることができたと考えられる種々の人権が挙げられる。それらとしては、まず、①「少なくとも離婚後の夫の扶養義務がしっかり果たされていれば、暮らしは成り立ったであろう」といい、「人権としての家族保障 ― 憲法24条」が挙げられる。また、②児童扶養手当、児童手当に関し、「これら所得保障が十分であれば、暮らし続けられた」とみて、「所得保障 ― 憲法25条」が、③A子の県営住宅入居とパート開始により、「一応居住の確保ができたので、給料が生活するに足りるものであれば、自活が可能であった」として、「居住の権利と労働権の保障 ― 憲法25条、27条」が、④A子が市福祉課窓口に出向いた「時点で生活保護を受けていれば娘は死なないですんだ」といい、「生活保護・社会保障権の保障 ― 憲法25条」が、それぞれ挙げられる。さらに、⑤家賃滞納が続いた「時点で家賃減免がきちんとなされていれば、強制退去には至らなかった可能性が高い」とみて、「居住の保障 ― 憲法25条」が、⑥B子の中学進学に際してヤミ金からも借入したことについて、「教育保障の不十分さが家計を窮迫に追い込んでいる」と批判して、「就学援助、教育権の保障 ― 憲法26条」が、最後には、⑦「居住の権利、住み続ける権利が保障されていれば、間違いなく娘は死なずにすんだ」と断じて、「居住の権利の保障

― 憲法25条・公営住宅法」が挙げられる。

そして、これらの人権は「居住の権利」や「住み続ける権利」と次のように構造化される。まず、今日、人々は、自分で決めたところへの「移動の自由」の保障だけでは生きていけず、移動先で、住宅を入手したり、生活の糧を得るための働き口や医療・福祉・教育のサービスも保障されないと住み続けられない。そこで、「住み続ける権利」は、「平和的生存権を基底的権利として、生命権、生存権、生活権、健康権（日本国憲法では25条）や労働権（27条）、あるいは教育を受ける権利（26条）、労働基本権（28条）さらには財産権（29条）などを含め、人間らしく生きるための人権として立体的に構想されるべきだろう」といい、「それら種々の人権を保障することによってこそ『住み続ける権利』も保障される。『いろいろな人権』のなかには、いわゆる自由権（思想・良心の自由など『国家からの自由』を保障する）からいわゆる社会権（国家への請求権）まで含まれるが、そのいずれもが保障されるべき複合的、総合的、包括的権利である」（傍点：引用者）と説かれる。そして、「少なくとも、（…）日本国憲法で保障されている人権があまねく保障されなければならない」ともいわれる。

かくも多様な人権が対象とされるが、上記の「種々の人権」それぞれの妥当性はともかく、総体としての「住み続ける権利」は、あたかも、日本国憲法が保障する人権のカタログそのものの観を呈し、却って、一つの権利としては焦点が定まらず、その主体も、権利内容も、さらには、名宛人も明確にはならない憾みがあるろう。それかあらぬか、「この居住の権利は憲法上の権利として保障されていながら、いまだ法律によって具体化されていない。権利の実質化のためにも住生活基本法など国民の居住に関する法規において早期に明記すべきである¹⁷⁾」ということでもあり、むしろ、この際は、実定法による保障に目を転じる方がより現実的であろう。

そこで、改めて公営住宅法をみるに、同法16条5項は、「事業主体は、（…）病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる」（傍点：引用者）と定める。これを受けて

X県営住宅設置管理条例も減免制度（14条）を設ける。さらに、「県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱」は具体的減免基準を定め、その6条は、25,000円以下、25,001円～37,000円、37,001円～50,000円、50,001円～67,000円という収入月額4区分に応じて、減額率を80%、60%、40%、20%の4通りとする。これを本件に当てはめると、2012年10月～2014年9月のA子の平均月収が検察側主張の144,280円だったとして、その12ヶ月分が1,731,360円、そこから所得税控除等を行った431,360円を12で除すと収入月額35,947円が算出される。ちなみに、この収入月額の減額率は60%だから、減額後のA子の家賃は5,120円となったはずである。

家賃の減免制度を利用することで、「その人にとって適切な家賃に再度設定しなおす必要」に応えるばかりか、「この制度が実効性をもつことは、いまだ日本にはない住宅補助制度として、一般的な住宅手当を受けることと同じ効果が部分的にはあるといえ」るだけに「重要な制度」だと指摘される¹⁸⁾。しかし、本件において、この制度が利用されたとの報告はない。この制度は、本人にとって少しも不利益が及ばない制度であるだけに、もし本人が右制度を知ってさえいたならば、利用したであろう確率は決して低くなかったと推測できるにもかかわらず、である。

もとより、ことは、行政側の広報や周知徹底義務の問題であろう。かくして、「減免が可能な収入状況等にあることを県は十分に知りうる立場にありながら、そのことを入居者にまったく知らせずに徴収員を通じて滞納分の取り立てを行ったり、督促を繰り返すことは、本来払わなくてもよいものを入居者に払わせることにもなり、行政による入居者の居住の権利、利益に対する積極的な侵害行為とも受け取れるのではないか」といい、X県の責任は重いといわれる¹⁹⁾。また、「明け渡しの請求の前、どんなに遅くとも強制執行の前には、接触のうえ、その後のフォロー（退去後の生活確認、前記のような生活支援、居住先に関する情報提供や相談等）を含めた対応がなければ、母子に限らず退去した者は路頭に迷うことになる」²⁰⁾にもかかわらず、そうした行為が何ら行われなければ、行政による元入居者の何らかの権

利や利益に対する消極的な侵害行為ともなりかねまい。

同時に、こうした状況は、貧困との関連で、「社会的排除」の問題としても捉え得る。すなわち、「従来の貧困の概念は、ただ単に金銭的・物的な資源（その人が持っているもの）が不足している状況を示したものであった」のに対して、「『社会的排除』という概念は、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に、社会における仕組み（たとえば、社会保険や町内会など）から脱落し、人間関係が希薄になり、社会の一員としての存在価値を奪われていくことを問題視する。社会の中心から、外へ外へと追い出され、社会の周縁に押しやられるという意味で、社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）という言葉が用いられている」²¹⁾といわれる。まさに、判決にもあるように、「被告人は、身近に頼りにできる者もおらず」という状態にあったとは考えられ、また、そうだったならば、家賃の減免措置制度といった必要で重要な情報が得られなかったのも、あながち不思議でなかったかもしれない。

なお、付け加えれば、本件での公営住宅がX県の県営住宅だったのに対して、後述する生活保護行政がY市の所管に属しており、そこからして、両者の連携が果たしてあったのか、あったとして十分なものだったのかといった検討もあり得よう。

3 本件における生活保護行政の対応に問題はなかったか？

A子が、Y市の生活保護窓口（社会福祉課）を訪れたのは、1回目が2008～2009年頃、2回目が2013年4月だという。各回の様子は現地調査団の報告書に詳しいが、ここで共通して特徴的なのは、いずれの回も行政側には「相談」の機会として捉えられたことではあろう。

周知の通り、生活保護法は、生活保護の受給に当たり、いわゆる申請保護の原則を採用している（7条）。この原則の下では、申請なしに保護は行われないから、申請がない状態をつくる、言い換えると、申請させない対応が、敵の上陸を阻む作戦になぞらえて「水際作戦」と称される対応であることはつとに知られている。

この点で、注目すべきは、現行生活保護法施行当時の厚生省社会局保護課長は、「申請保護の原則は、保護の実施機関をいささかでも受動的消極的な立場に置くものではない。換言すれば、この原則が採られる事になったからといって要保護者の発見に対する保護の実施機関の責任がいささかでも軽減されたと考えてはなら」ず、「従って、保護の実施機関としてはこの制度の趣旨を国民に周知徹底させ、この法律に定める保護の要件を満たす者が進んで保護の申請をしてくるよう配慮すべきは勿論であるが、このほか地区担当員（家庭訪問員）が社会調査を実施して要保護者を積極的に発見するとか、民生委員の積極的協力を受け要保護者について連絡を受けるとか、或いは児童相談所、公共職業安定所、警察署、保健所、学校等で発見された要保護者につき速かに連絡を受けるとかして、要保護者と生活保護制度とを結び付けることに最善の努力を払うべきである」²²⁾と説いていたことである。

この見解と今日の運用との間には大きな隔りがある。そのあたりは、ごく穏当に言えば、「保護の申請をめぐる、要保護者が保護の申請意思を伝えても実施機関が申請と受けとめずに申請書を渡さなかったり、『相談扱い』として処理するなどの『食い違い』が生じやすく、訴訟や問題提起がなされています。こうした事態に対して厚生労働省は、『……要保護者に対してはきめ細かな面接相談、申請の意思のある方への申請手続への援助指導を行うこととともに、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきものである』という通知を出して、実施機関に対して注意を呼びかけています」²³⁾ということになるかもしれない。しかし、一般に、こうした「食い違い」は知らずに生じるとは考えられず、むしろ、「生活保護を申請しようとしても、『稼働年齢の64歳までは仕事見つけて』『返済目的に利用されるから、借金があるとダメ』などと言われ、申請させてもらえない」²⁴⁾といった意図的な対応こそが指摘される。

本件の場合、まさに、水際作戦に該当するであろう。しかも、職に就いているから生活保護が受けられないといった類いの説明は、制度の無知

でなければ、かなり意図的な誤り（有体に言えば、虚言）でさえある。というのは、生活保護は、a) 厚生労働大臣の定める基準により測定した、b) 要保護者の需要をもとにして、c) その者の金銭又は物品で満たすことのできない、d) 不足分を補う程度で行うのであり、仮に就業している場合には、それによって得られる収入と最低生活費との差額分が支給されるのであって、収入が最低生活費以上にならない限り、生活保護は受給できるからである。

なお、興味深いことには、「現場のための実践書」を謳う、ある文献は、相談者への制度説明の際、「保護の申請や受給は特別なことではなく、あくまでも法に定める要件を満たす場合には、国民の権利として保障されているものであることを念頭において面接を継続する。『水ぎわ作戦』と称して不当に申請権を抑制するような言動は許されない」²⁵⁾とまで明確に述べる。してみると、テキストと現場の対応との間にある著しい違いは一体どこからくるのだろうか。

ところで、本件に関して、一つ気にかかるのは、A子が窓口を訪れた時期である。すなわち、これまで運用上行われてきた「水際作戦」のような対応が、生活保護法の「改正」を通じて、法律上も可能になった、いわば合法化された時期だったと考えられなくもないからである。ここで注目すべきは、1999年の法改正時に追加された、「保護の実施機関は、(…)要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。」(27条の2)という規定である。さしあたり、そこでは、「要保護者から求めがあったとき」であり、「要保護者の自立を助長するため」であり、さらには、相談に応じたり助言したり「することができる」となっているから、文字通りであれば、要保護者の側からの「求め」なしには何事も始まり、また、行政の側も、いわゆる「できる」規定として判断を委ねられているから、もとより、相談に応じたり助言したりしないことさえできるはずである。それ故、法文上は、必ずしも常にいわゆる「水際作戦」が行われると危惧するには及ばないかもしれない。

しかし、「水際作戦」にしても、元々、法に規

定がないばかりか、それ自体違法であるにもかかわらず、運用において長らく行われてきた経緯がある。そこからすれば、27条の2が新設されたことで、従来は事実上の存在であった申請前の相談に法律上の根拠が与えられたことになり、あとは要保護者側の「求め」に応ずるという法が予定する対応はもちろん、保護の実施機関の側からの働きかけという法の予定していない対応によるものまで含めて、法律上の根拠を与えられた、いわば合法化された「水際作戦」が行われる余地がそこに生まれたとみることも決してうがちすぎではなからう。しかも、それが「要保護者の自立を助長するため」なる美名の下に行われかねないと予想するのは、さほど困難ではなからう。

これに加えて、さらに懸念されるのは、生活保護法24条1項が、2013年(!)の改正によって、「保護の開始を申請する者」は、同条1項1号から5号に掲げる事項を記載した「申請書を保護の実施機関に提出しなければならない」と規定されたことである。ちなみに、改正前の同法施行規則2条は、ア)申請者の氏名及び住所又は居所、イ)要保護者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所、職業及び申請者との関係、ウ)保護の開始を必要とする理由を記載した書面を福祉事務所に提出することを求めている。いふならば、法律の下にあった施行規則の条項を法律のレベルに格上げした形である。

同法7条自体は、いわゆる申請保護の原則として、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする」と規定しており、特に、「申請に基づいて」は非要式行為だと解されてきた²⁶⁾。他方で、改正前の24条1項(現3項)は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない」と定め、申請があれば、ともあれ、それを受理したうえで、上記の決定を行い、しかも、それを「書面」の形で通知するのは保護の実施機関の側だったものが、上記の改正では、申請者に書面によることを求め、しかも、原則として、そうでなければ申請自体を行えないと変更したもので、これは決してささやかな改正などではなからう。

当然ながら、ここで懸念されるのは、申請書等の提出を義務付けることで、生活保護の申請を敬遠させたり断念させたりして、申請の件数を抑制することになるのではないかということである。とりあえず、これについて、厚生労働省社会・援護局長による通知²⁷⁾は、「現在、事情のある者に認めている口頭による保護の開始等の申請も含め、現行の運用の取扱いをこの改正により変更するものではなく、また、保護の開始の申請等の意思が示された者に対しては、その申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることは改正後も何ら変わるものではない」とはいうが、そもそも、「現行の運用の取扱いをこの改正により変更するものではない」のであれば、改正の必要性からして疑わしく、果たして、どこまで上記の懸念を払拭し得るだろうか。

ところで、ここまでのところ、A子母子が生活保護を受給できなかったことについて、まさに、本件におけるY市の生活保護行政の対応が「生活保護の申請権侵害」だったとして²⁸⁾、専ら、批判の対象になる。しかし、対応が適切だったら、A子は必ずや生活保護を受給することができたのだろうか。

おそらく、必ずしも確実ではなかったであろう。というのは、本件において、A子は、Cの借金を肩代わりするに当たって、自らが所有する実家を担保にして、いわゆる不動産担保ローンで借入れをしたといわれる²⁹⁾からであり、また、そうであれば、居住用でない当該不動産は、生活保護の受給以前に、A子が活用すべき資産ではないのかという疑問が浮かぶからである。たとえ借金の担保になっているにしても、生活保護を受給するには、まずは、それを売却するなり、あるいは、少なくとも、人に貸すなどして活用し、収益を出すよう指導される可能性があったのではなからうか。おそらく、その際にネックになったのは、そこに居住していたのがA子の両親であったということかもしれない。すなわち、仮に当該不動産を売却するとして、それによって所有者が代われれば、両親は立ち退かなければならなくなったかもしれない、あるいは、賃貸の物件として資産活用するには、それが誰であれ、居住者から賃借料を徴

収しなければならなくなったかもしれないからである。こう考えると、A子本人にとっての「居住貧困」の問題の陰に、A子の両親にとっての「居住貧困」も潜んでいたといえるかもしれない。

あるいは、再び、Y市の生活保護行政についていうなら、まさに、こうした状況にあつてこそ、「相談」が言葉の真の意味で「相談」たり得たかが問われたのではないだろうか。結果として生活保護が受給できたにせよ・できなかったにせよ、事前の「相談」が、その真価を發揮しなかった、あるいは、できなかったとすれば、そのことも批判されて当然ではあろう。

4 本件の母子にとってアイドル関連の支出などはどのような意味をもったか？

本件で、A子については、娘B子のためのアイドル関連の支出、B子の中学進学に際しての教材の購入（総額42万6,300円）、液晶テレビほか総額22万4,200円の家電の購入が、検察官によって指摘された、という³⁰⁾。ただ、この点に関するそれ以上の論及はどこにもみられないばかりか、判決でも全く触れられていないから、情報は決定的に不足している。しかし、この問題は、今日の貧困を考えるに当たって、一つの興味深い論点を提供し得ると考え、やや一般的になるのをおそれず、敢えて、次のように疑問を呈してみたい。すなわち、本件のA子・B子母子のように、経済的に逼迫し、公営住宅の家賃すら滞納し、その明け渡しを迫られるといった状況にある母子にとって、上記のような支出、なかでも、アイドル関連の支出などは、贅沢あるいは無駄遣いではないか、と。

この問いに答える前に確認しておきたいのは、貧困をめぐるのは、かつてのように、「単なる肉体能率の維持」を可能にする必要カロリー量の摂取を基準にするような貧困の捉え方³¹⁾がある一方で、人は、「その所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件や快適さをもったりするために必要な生活資源(resources)を欠いている時」、貧困の状態にあるとみるような捉え方³²⁾もあるということである。特に、後者は、人間が社会の一員として生き

ていくための最低限の生活費が貧困の境界となるという考え方である。

この考え方の主唱者は、具体的な貧困の境界を測る物差しとして、標準的な生活様式からの脱落＝「社会的剥奪 (social deprivation)」という概念を用い、また、例えば、「過去4週間のうち親戚や友人を招かなかつた」とか「1週間以上、調理した朝食を食べなかつた」といった項目を、具体的な剥奪の指標として挙げる。こうした手法は、一つには、所得や消費から「おおよその生活水準」を推測するのではなく、生活の質を直接測る点で、二つには、社会で期待される生活行動を具体的に挙げて、その有無を指標化するので人々の直感に訴え得るといふ点で、優れていると評価される。

しかし、同時に、「剥奪状態」であるかどうかを測る諸項目は研究者が恣意的に選んだもので、確たる根拠はないのではないかという批判もなされる。例えば、「一日三回の食事」や「友人を家に招待できること」を最低限保障されるべきだと位置づけても、それが本当に必要かどうかはどのような社会に生きているかによって変わり得るし、個々人の考えによっても異なり得よう。

そこで、開発されたのが「合意基準アプローチ」であり、それは「最低限必要なもの」を研究者ではなく社会が選ぶという手法である。具体的には、無作為に抽出された一般市民に対して項目を一つ一つ提示し、それが最低限の生活に必要なかを問い、回答者の50%以上が「絶対に必要である」と答えた項目だけを社会的に認知された必需品（「社会的必需品」）とする。ただし、その際、重要なのは、「あなたには〇〇が必要ですか」とは問わずに、「この社会で、普通の人々が普通に暮らすのに〇〇は必要ですか」と問うことだといふ³³⁾。

こうした取り組みは、「見えない貧困」を可視化するための調査として、わが国でも、多くの自治体（2017年2月現在、少なくとも62ヶ所）で行われてきたといふ³⁴⁾。例えば、大阪府の調査では、保護者への21項目の設問、保護者に対する「子ども」に関する14項目の設問のほか、子ども自身への14項目の設問が用意されている。なかでも、子どもへの設問は、回答者が持っているものや使うことができるものを全て選ばせる。その14項目

には、マンガ・雑誌、インターネットにつながるパソコン、ゲーム機、スマートフォン・タブレット機器、化粧品・アクセサリ、キャラクターグッズ等が含まれる。

子ども向けの上記14項目については、かつてのいわゆる絶対的貧困観とは異なり、それなくしては生命を左右しかねないようなものは含まれていない。だからといって、それらは取るに足らない訳ではなく、むしろ、「日本で暮らす平均的な子どもたちが当たり前を持っていると思われるものを中心に考えられている」³⁵⁾ という。本件でアイドル関連の支出として何が購入されたかは不明だが、ことによると、それは「日本で暮らす平均的な子どもたちが当たり前を持っていると思われるもの」だったかもしれない。そう考えると、アイドル関連の支出だから直ちに贅沢だとか無駄だとか単純に決めつけられるものでもなさそうである。

また、個々のモノに対する評価や扱いは変化し得るとも考えられよう。例えば、スマートフォンは、現在では、上記の調査でも他の試み³⁶⁾でも取り上げられている。従来、スマートフォンについては、「相対的貧困の実態を伝える際に、インターネットなどで決まって批判的になるのが、スマートフォンだ」とはいわれ、貧困家庭の子どもがそれを持っていると、『『スマホなんて贅沢だ』『スマホを持っているなら貧困ではない』』などという批判が出る³⁷⁾といわれた。しかし、同書は、「使い始めてすぐ、スマートフォンは欠かせない存在になった」といい、まず、朝から晩まで働く母親との連絡手段として「ライフラインの役割」を果たしていること、また、「今は、中学生や高校生たちはスマートフォンが必需品になりつつある。友達どうしの関係を維持したり情報交換をしたりする上で、LINEやSNSが欠かせないためだ。スマホがないと友達の輪から外れてしまったり、話題についていけなかったりと、子どもたちの人間関係にも大きく関わる」ということ、そして、「スマホは、さらに進学や就職活動にも欠かせないものになりつつある。大学の願書の提出もインターネットから行う時代だ」³⁸⁾と指摘する。

なかでも、「友達どうしの関係を維持したり情報交換をしたりする」ための、あるいは、反対に、それがなければ「友達の輪から外れてしまっ

たり、話題についていけなかったり」しないためのツールとして、スマートフォンが果たしているのと同様な役割を、アイドル関連の支出（おそらく、グッズや情報の入手やファン組織の会員になること等に使われるのであろう。）が果たすことも十分あり得ると想定するのは、決して難しいことでもなければ、的外れでもなからう。

結局、アイドル関連の支出にしても、高価な教材の購入にしても、経済力の弱いA子母子のような状態の家計には分不相応で破格の支出（散財？）であったであろう。しかし、A子のような親からすれば、その適否はともかく、B子が中学生らしく充実した日々を過ごせるようにとおもんばかったの支出であったかもしれず、特にアイドル関連の支出については、共通の話題をもつことでB子が友人との関係を維持でき、仲間はずれにならないための配慮によるかもしれない。あるいは、そもそも、A子が、それまで必ずしも親らしいことをできてこなかったとすれば、そのことの埋め合わせの意味もあったかもしれない。結局、このように、専ら、推測に頼らざるを得ないのだが、さりとて、単純に、贅沢だとか無駄遣いだとかいうだけでは済まない問題がそこに含まれてはいないだろうかというアプローチは、今日の子どもの貧困を考えるに際して、決して不必要なものではないのではあるまいか。

Ⅲ おわりに

本件については、専ら、「居住貧困」や生活保護行政への批判といった単一の観点から検討を試みることは可能であるばかりか、必要なことでもあろう。しかし、同時に、実母による娘の殺害という痛ましい結末に至るまでの経緯をみるに、一つの事象から他の事象へ、一つの局面から他の局面へと連なるひとつながりのものとしてみることもできるのでないだろうか。しかも、よりにもよって、隘路から隘路へと母子は追い込まれていったようにさえ見える。

例えば、本件の焦点でもある県営住宅の明け渡しにしても、ある日突然に行われようとした訳ではない。もとを辿れば、夫Cの借金を肩代わりすべく、A子が自分名義の実家を担保に借入れを

したことが家人の知るところとなり、「親子3人で実家を出ていくか、離婚すること」を迫られ、夫婦は離婚する一方で、Cは自分の実家がある他県へと転居し、また、その後も他県から他県へと転居を繰り返し、A子はそのいずれにも出向いたという。そして、娘の小学校入学頃に辿り着いたのが後に事件の舞台となるX県Y市だった³⁹⁾。

「このような事態に及ぶまでに、なんらかの対処方法はなかったのか。誰かが債務整理の相談を薦め、元夫自身が破産宣告手続きを進めたならば⁴⁰⁾などとはいわれるところ、この間、誰かに「債務整理の相談を薦め」られ、元夫の「破産宣告手続き」が進められたかどうかはわからず、また、仮にそうしたことがあったとしても、結果として、少しも事態が前進を見なかったことだけは確かであろう。さらに、その後についても、少なくとも、有効な策が講じられたとはみえず、また、そうであればこそ、一層苦境に立つという負のスパイラルに陥った感はないだろうか。

ここで改めて地裁の判決に立ち戻ると、それは次のようにいう。いわく、「被告人は、身近に頼りにできる者もおらず、長年にわたり生活に困窮する中、強制執行によって住む場所を失うことが現実になることを知り、自分が死ぬしかないという心境にまで精神的に追い込まれた状況で強制執行の当日を迎え、突発的に犯行に至っている。そのような状況を招いた原因のすべてが被告人自身にあったということはできず、被告人を強く非難できない事情も認められ、実の娘を殺害するに至った被告人に向けられる非難の程度は一定の限度にとどまるというべきである」。例えば、ここにおいて、「身近に頼りにできる者もおらず」というけれども、そうした状況も故あってのことだっただろう。すなわち、Cのために土地担保ローンを組んだものの、Cが返済の約束を果たさずに2カ月続けてローン返済が滞ったことから、A子はやむなく自分の姉の定期預金を解約してしまう⁴¹⁾など、「身近に頼りにできる者もおらず」という状況の解消には到底なり得ないような背信的ともいえるべき行為によってより不利な状況が引き起こされているとさえみることもできそうだからである。また、そのように身近で頼りにできそうな人との間で距離ができたればこそ、その結果として、「長

年にわたり生活に困窮する」に至ったかもしれない。

先述したように、「居住貧困」という視点や生活保護行政の問題といった視点で、事態を別決していくことも有意義だとは考えるものの、上記のように一連の経過の中で何がどうなっていくかを追うことも一つの接近方法だとは考えられないだろうか。とはいえ、事態は常に必ずしも不利な方向にばかり進むとは限らない。実際、2013年4月5日に生活保護の窓口を訪れたのは、国民年金保険料を滞納し、短期保険証を発行してもらいに保険年金課に赴いた際に、同課の職員から生活保護の窓口に行くよう勧められたからであり、その後の展開如何によっては事態は好転したかもしれない。ところが、このときも、結局、生活保護の窓口では保護の申請には至らなかったといわれる⁴²⁾。

こうして一連の経緯をたどってみると、先にも記したように、こうした状況は、「社会的排除」の問題として捉えるのがより相応しいのではなかろうか。すなわち、『『社会的排除』という概念は、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に、社会における仕組み（たとえば、社会保険や町内会など）から脱落し、人間関係が希薄になり、社会の一員としての存在価値を奪われていくことを問題視する。社会の中心から、外へ外へと追い出され、社会の周縁に押しやられるという意味で、社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）という言葉が用いられている⁴³⁾』といわれる。まさに、判決にもあるように、「被告人は、身近に頼りにできる者もおらず」という状態にあったとは考えられ、また、そうだったならば、家賃の減免措置制度といった必要で重要な情報すらどこからも・誰からも得られなかったかもしれず、公的にも私的にも、人や情報から隔離され、隘路から隘路へとさまよい、ついには、娘を殺害して自らも命を絶つというところへと追い詰められていったのであろう。

最後に、次なる叙述からは大いなる示唆が得られよう。いわく、「社会的排除が、貧困と異なるいちばん大きな点は、貧困は『低い生活水準である状態』を示す概念であるのに対して、社会的排

除は『低い生活水準にされた状態』を示すという点である⁴⁴⁾という。いうまでもなく、「居住貧困」などといった視角からの論及は前者の状態を端的に示すには有益だったかもしれない。これに対して、「低い生活水準にされた状態」は、さしずめ、本件母子（とりわけ、A子）の追い詰められた経緯と二重写しになるであろう。そこで、本稿は、さしあたって、冒頭に掲げた4つの論点を通じて、社会的排除が様々な様相を呈しつつ進行するプロセスを明らかにしようとしたのだが、果たしてどこまで明らかにできただろうか。ただ、少なくとも、一つ一つの事象も、それぞれ固有の陰影を持つこと、そして、それらが相互に関連し合うこと、また、そのように捉えることによって事態の見え方が変わってくることを、多少なりとも、明らかにできたのではなかろうか。

註

- 1) 控訴審判決は、東京高等裁判所判決2015（平成27）年11月27日（控訴棄却）。
- 2) 『千葉県銚子市・県営住宅追い出し母子心中事件 調査報告書』（自由法曹団、2015年8月19日）https://www.jlaf.jp/old/menu/pdf/2015/151008_01.pdf、井上英夫・山口一秀・荒井新二編『なぜ母親は娘を手にかけてのか』（旬報社、2016年）。
- 3) 井上英夫「居住貧困と住み続ける権利」井上ほか編・前掲2）64頁以下。
- 4) 藤岡拓郎「千葉県銚子市・県営住宅追い出し母子心中事件が問うもの」井上ほか編・前掲2）12頁以下（特に、37頁以下）。
- 5) 湯澤直美「女性の人権保障の視角から銚子市母子心中事件を問う」井上ほか編・前掲 2）80頁。
- 6) 松川正毅『民法 親族・相続 [第5版]』（有斐閣、2018年）48-49頁。ほかに、高橋朋子・床谷文雄・棚村政行『民法7 親族・相続 [第5版]』（有斐閣、2017年）70頁〔高橋〕。
- 7) 横浜地裁判決昭和57.12.22
- 8) 高松高裁判決昭和56.12.22
- 9) 犬伏由子「夫婦財産制」二宮周平編『新注釈民法(17)』（有斐閣、2017年）255頁。ほかに、前田陽一・本山敦・浦野由紀子『民法Ⅵ 親族・相続 第5版』（有斐閣、2019年）72-73頁。
- 10) 湯澤・前掲5）81頁。
- 11) 湯澤・前掲5）79頁。
- 12) 武川正吾「居住福祉学とは何か」野口定久・外山義・武川正吾編『居住福祉学』（有斐閣、2011年）9頁。なお、併せて、早川和男『居住福祉』（岩波書店、1997年）や坂本重雄「居住の権利と住居保障法」日本社会保障法学会編『講座 社会保障法 第5巻』（法律文化社、2001年）も参照せよ。
- 13) 同書11頁。
- 14) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-gosa_h28.pdf
- 15) 葛西リサ『母子世帯の居住貧困』（日本経済評論社、2017年）134頁。
- 16) 井上・前掲3）64以下。
- 17) 藤岡・前掲4）28頁。
- 18) 同書28頁。
- 19) 同書33頁。
- 20) 同書35頁。
- 21) 阿部彩『弱者の居場所がない社会』（講談社、2011年）93頁、併せて、98頁以下。なお、岩田正美『現代の貧困』（筑摩書房、2007年）107-108頁は、「社会福祉制度も利用できない人々」（傍点：引用者）が生まれることを指摘する。
- 22) 小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釋と運用』（中央社会福祉協議会、1951年）165頁。
- 23) 川原恵子「申請保護の原則と職権保護」杉村宏・岡部卓・布川日佐史編『よくわかる公的扶助』（ミネルヴァ書房、2008年）77頁。
- 24) 本田良一『ルポ 生活保護』（中央公論社、2010年）91頁。
- 25) 道中隆「窓口面接と処遇の実際」道中隆編著『生活保護の面接必携』（ミネルヴァ書房、2012年）46頁。
- 26) 小山・前掲22）164頁。
- 27) 2014年4月18日・社援発0418第359号。
- 28) 藤岡・前掲4）40頁。
- 29) 湯澤・前掲5）78-79頁。
- 30) 藤岡・前掲4）16頁。
- 31) B.C.ラウントリー（長沼弘毅訳）『貧乏研究』（ダイヤモンド社、1959年）97-98頁。なお、ラウントリー、および、チャールズ・ブースによる貧困研究に関しては、阿部實『チャールズ・ブース研究』（中央法規出版、1990年）を参照せよ。
- 32) ピーター・タウンゼンド「相対的収奪としての貧困」D・ウェッターバーン編著『イギリスにおける貧困の論理』（光生館、1977年）19頁。
- 33) 阿部彩『子どもの貧困』（岩波書店、2008年）182-183頁。
- 34) NHKスペシャル取材班『高校生ワーキングプア』（新潮社、2018年）172頁。
- 35) 同書178頁。
- 36) 阿部彩「日本版子どもの剥奪指標の開発」（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター、2018年）12頁。https://www.tmu-beyond.tokyo/child-and-adolescent-poverty/wp-content/uploads/2018/07/2018_wp01_日本版子どもの剥奪指標の開発-1.pdf
- 37) NHKスペシャル取材班・前掲34）158頁。
- 38) 同書158-160頁。
- 39) 湯澤・前掲5）78-79頁。
- 40) 同書79頁。
- 41) 同書78-79頁。
- 42) 藤岡・前掲4）38-39頁。
- 43) 阿部・前掲21）93頁。
- 44) 同書124頁。